(1)　研究開発段階の遺伝子組換え生物等である物に関する事項　財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣 (2)　(1)に掲げる事項以外の事項　財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって当該遺伝子組換え生物等である物の生産又は流通を所管する大臣 ロ　遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る事項　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める大臣 (1)　研究開発に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する事項　財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣及び文部科学大臣 (2)　(1)に掲げる事項以外の事項　財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣であって法第二十六条第三項の規定による命令の対象となる者の行う事業を所管する大臣	

附　則

この省令は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十八号）の施行の日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第九号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、九州旅客鉄道株式会社」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。